

令和8年第2回安城市議会定例会

議 案 書

(令和8年6月4日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
第 4 7 号 議 案	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について	1
第 4 8 号 議 案	安城市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	9
第 4 9 号 議 案	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
第 5 0 号 議 案	安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	1 7
第 5 1 号 議 案	安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1 9
第 5 2 号 議 案	安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	2 3
第 5 3 号 議 案	安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	3 1
第 5 4 号 議 案	工事請負契約の変更について（安城こども園中規模及び保全改修主体工事）	3 3
第 5 5 号 議 案	工事請負契約の変更について（今池小学校校舎改修第1期及び保全主体工事）	3 5
第 5 6 号 議 案	工事請負契約の変更について（安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事）	3 7
第 5 7 号 議 案	市道路線の廃止について【説明書参照】	3 9
第 5 8 号 議 案	市道路線の認定について【説明書参照】	4 1
報 告 第 4 号	専決処分について（交通事故による損害賠償の額の決定及び和解）	4 3

報告第5号	繰越明許費の繰越しについて（一般会計）	45
報告第6号	予算の繰越しについて（水道事業会計）	51
報告第7号	予算の繰越しについて（下水道事業会計）	55
報告第8号	安城市土地開発公社の経営状況の報告について	別冊
報告第9号	公益財団法人安城市農業振興協会の経営状況の報告について	別冊
報告第10号	公益財団法人安城市学校給食協会の経営状況の報告について	別冊

第47号議案

安城市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年6月4日提出

安城市長 三星元人

安城市税条例の一部を改正する条例

安城市税条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第33条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「及び第35条の3の3第1項」を「並びに第35条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第35条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第35条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者であって、

特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第35条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第59条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「家屋にあつては20万円

」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「附則第19条の2第1項」の次に「、附則第19条の3第1項」を加え、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の2中第7項を第14項に改め、第3項から第6項までを7項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の7項を加える。

- 3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 7 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

- 15 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納

税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第33条の6から第33条の8まで、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第33条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の7第1項前段、第33条の8、第33条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得

割の額」と、第33条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第35条の2第1項ただし書、第35条の3の2及び第35条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第59条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(3) 第33条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、「附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 規則で定める日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の安城市税条例（以下「新条例」という。）第35条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等につ

いて提出したこの条例による改正前の安城市税条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の安城市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の安城市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条

第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第59条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、地方税法の改正等に伴い、必要があるため。

第48号議案

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年6月4日提出

安城市長 三星元人

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例

安城市都市計画税条例（昭和44年条例第20号）の一部を次のように改正する。
附則中第16項を第17項とし、第15項を第16項とする。

附則第14項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第7項から第9項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第9項」を「附則第10項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第11項から第13項まで」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第15項とし、附則第9項から第13項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第8項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とし、
附則中第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

3 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方税法の改正に伴い、必要があるため。

第49号議案

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年6月4日提出

安城市長 三星元人

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安城市国民健康保険税条例（昭和33年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「）及び」を「）、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- （4）子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第6条第1号中「第10条」の次に「、第13条の5」を加える。

第13条の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第13条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第13条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第13条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第13条の5 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円

（2）特定世帯 350円

（3）特定継続世帯 525円

第27条第1項中「66万円」を「67万円」に、「）並びに」を「）、」に改め、「17万円）」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 840円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別
平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 490円

(イ) 特定世帯 245円

(ウ) 特定継続世帯 368円

第27条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に
次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険
者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につ
いて 600円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上
被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を
除く。）1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別
平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 350円

(イ) 特定世帯 175円

(ウ) 特定継続世帯 263円

第27条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように
加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険
者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につ
いて 240円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上
被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を
除く。）1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別
平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 140円

(イ) 特定世帯 70円

(ウ) 特定継続世帯 105円

第27条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 180円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 300円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600円

第27条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第13条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第27条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額

から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第11条」の次に「第13条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の安城市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

—提案理由—

この案を提出したのは、地方税法の改正等に伴い、必要があるため。

第50号議案

安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年6月4日提出

安城市長 三星元人

安城市介護保険条例の一部を改正する条例

安城市介護保険条例（平成12年安城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）

23 市長は、第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条及び前2項の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第3条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条及び前2項の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条等非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

24 前項の規定により減免する保険料の額は、同項の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階の保険料率により算定した保険料の額から令附則第25条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額を減じて得た額とする。

25 附則第23項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の

申請を要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、令和8年度分の介護保険料の減免に係る特例を設ける上で、必要があるため。

第51号議案

安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年6月4日提出

安城市長 三星元人

安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「場合」の次に「若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条第1項中「事項」を「事項（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」に、「同条第4項」を「子ども・子育て支援法第7条第4項」に改め、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項中「のものに限る。」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型

に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（愛知県が認定地方公共団体である場合は、保育士又は愛知県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（愛知県が認定地方公共団体である場合は、保育士又は愛知県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育

事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（愛知県が認定地方公共団体である場合は、保育士又は愛知県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（愛知県が認定地方公共団体である場合は、保育士又は愛知県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「、同条第4号中「次号、第33条第4号及び第5号並びに第43条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第6条中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第9条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者」を「愛知県が認定地方公共団体である場合は、保育士又は愛知県の区域に係る地域限定保育士」に改め、「第29条第3項」及び「第44条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数（」を削り、「がない」を「がないもの」に、「ものをいう。）」を「

保育士の数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、必要があるため。

第52号議案

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年6月4日提出

安城市長 三星元人

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安城市条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第52条」を「一第52条」に改める。

第2条第6号中「小規模保育事業」を「満3歳未満等小規模保育事業」に、「小規模保育事業を」を「小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）を」に改め、同条中第29号を第33号とし、第24号から第28号までを4号ずつ繰り下げ、同条第23号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改め、同号を同条第27号とし、同条中第22号を第26号とし、第12号から第21号までを4号ずつ繰り下げ、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

（13）教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

（14）満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

（15）保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第2条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

（7）満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認

定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下」を「以下この」に改め、同号イ（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中

「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

（1）家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

（2）事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用

の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「により特定地域型保育」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）」に、「第37条第2項」を「第37条第2項第2号」に改め、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項ただし書並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「読み替える」を「第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において

準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条第1項中「が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を、「、この章(」の次に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に改め、「以下この章」の次に「(第43条第1項を除く。)」を加え、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む」を「満3歳以上保育認定子どもを含む」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第2項から第4項まで」を「前3項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。

以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から

第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「政令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(安城市立保育所の設置及び管理に関する条例及び安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「第2条第22号」を「第2条第26号」に改める。

(1) 安城市立保育所の設置及び管理に関する条例(昭和62年安城市条例第17号)第5条第1項

(2) 安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例(令和3年安城市条例第27号)第5条第1項

—提案理由—

この案を提出したのは、子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、必要があるため。

第53号議案

安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年6月4日提出

安城市長 三星 元 人

安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

安城市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第18条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた安城市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（葬祭補償の内払）

- 3 適用日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償であって、改正前の第18条の規定による金額により支給されたもの又は附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、改正後の第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

－提案理由－

この案を提出したのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、必要があるため。

第54号議案

工事請負契約の変更について

令和8年第1回安城市議会臨時会（第42号議案）において議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和8年6月4日提出

安城市長 三星 元 人

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 安城こども園中規模及び保全改修主体工事 |
| 2 工事の場所 | 安城市相生町地内 |
| 3 契約金額 | 変更前金額 金163,130,000円
変更後金額 金163,975,900円
増 額 金845,900円 |
| 4 契約の相手方 | 安城市三河安城南町一丁目11番地10
植村産業株式会社
代表取締役 植 村 真 一 |

－提案理由－

この案を提出したのは、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価に基づく契約となるよう、契約金額を変更する必要があるため。

第55号議案

工事請負契約の変更について

令和8年第1回安城市議会臨時会（第43号議案）において議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和8年6月4日提出

安城市長 三星 元 人

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 今池小学校校舎改修第1期及び保全主体工事 |
| 2 工事の場所 | 安城市今池町地内 |
| 3 契約金額 | 変更前金額 金382,800,000円
変更後金額 金384,727,200円
増 額 金1,927,200円 |
| 4 契約の相手方 | 安城市横山町寺田35番地4
株式会社ナルセコーポレーション
代表取締役 成 瀬 日出登 |

－提案理由－

この案を提出したのは、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価に基づく契約となるよう、契約金額を変更する必要があるため。

第56号議案

工事請負契約の変更について

令和8年第1回安城市議会臨時会（第44号議案）において議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和8年6月4日提出

安城市長 三星 元 人

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事 |
| 2 工事の場所 | 安城市今本町地内 |
| 3 契約金額 | 変更前金額 金294,800,000円
変更後金額 金297,086,900円
増 額 金2,286,900円 |
| 4 契約の相手方 | 安城市池浦町池西108番地
株式会社クサカ
代表取締役 日 下 成 人 |

－提案理由－

この案を提出したのは、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価に基づく契約となるよう、契約金額を変更する必要があるため。

第57号議案

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

令和8年6月4日提出

安城市長 三星元人

記

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
2222	池浦新田1号線	池浦町曲尺手77番地先	新田町吉池17番地先	
2223	池浦新田2号線	池浦町池上42番地先	新田町新定14番2地先	
2224	池浦新田3号線	池浦町池上45番地先	新田町新定11番地先	
2364	稲恵吉池1号線	新田町稲恵69番地先	新田町吉池36番1地先	

－提案理由－

この案を提出したのは、県道整備事業に伴い、現市道を廃止する必要があるため。

第58号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和8年6月4日提出

安城市長 三星元人

記

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
0112	東栄新田線	東栄町六丁目5番3地先	新田町稲恵69番3地先	
2055	新田吉池3号線	新田町吉池36番1地先	新田町吉池17番地先	
2056	池浦新田2号線	池浦町池上49番2地先	新田町新定14番2地先	
2060	池浦新田3号線	池浦町池上49番2地先	新田町新定11番地先	
2222	池浦新田1号線	池浦町曲尺手77番地先	新田町吉池53番1地先	
2223	池浦池上4号線	池浦町池上42番1地先	池浦町池上44番1地先	
2224	池浦池上5号線	池浦町池上45番地先	池浦町池上49番1地先	

－提案理由－

この案を提出したのは、県道整備事業等に伴い、道路を市道として認定する必要があるため。

報告第4号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月4日提出

安城市長 三星元人

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 損害賠償額 | 金 88,000 円 |
| 2 事故内容 | |
| (1) 発生日時 | 令和 8 年 3 月 26 日 午前 11 時 30 分頃 |
| (2) 発生場所 | 安城市西別所町地内 |
| (3) 経 過 | 上記地内の市道において、公用車が道幅の狭い丁字路を左折するために方向転換をしようとして後ろ向きに進んだところ、当該市道に隣接する相手方宅の花壇に接触した
もの |
| 3 相手方の損害の程度 | 花壇の損傷 |
| 4 過失割合 | 安城市 100 パーセント 相手方 0 パーセント |

令和 8 年 5 月 14 日 専決

安城市長 三星 元 人

報告第5号

繰越明許費の繰越しについて

令和7年度安城市の一般会計繰越明許費については、別表繰越計算書のとおり繰越しした。

上記地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、報告する。

令和8年6月4日提出

安城市長 三星元人

令和7年度安城市

款	項	事業名	金額
			円
10 総務費	5 総務管理費	システム運用管理事業	23,000,000
		地域未来投資促進事業	50,000,000
		庁舎整備事業	11,000,000
	20 選挙費	選挙システム改修事業	2,400,000
15 民生費	10 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事務	70,000,000
20 衛生費	10 環境費	廃棄物処理施設整備事業	13,600,000
30 農林水産業費	5 農業費	土地改良施設改修事業	27,000,000
35 商工費	5 商工費	企業立地推進事業	20,500,000
		安城デジタルクーポン発行事業	390,000,000
40 土木費	10 道路橋りょう費	道路施設管理事業	370,500,000
		道路新設改良事業	809,000,000
		交差点改良事業	11,000,000
		橋りょう新設改良事業	80,000,000

繰越明許費繰越計算書

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
23,000,000	0	9,130,000	0	0	13,870,000
50,000,000	0	0	0	0	50,000,000
9,823,000	0	0	0	0	9,823,000
2,316,600	0	0	0	0	2,316,600
7,366,000	0	7,366,000	0	0	0
13,530,000	0	0	0	0	13,530,000
27,000,000	10,552,000	8,339,000	0	0	8,109,000
20,438,000	0	0	0	0	20,438,000
202,000,000	0	202,000,000	0	0	0
267,751,000	0	952,000	0	0	266,799,000
748,233,000	0	191,222,000	117,000,000	0	440,011,000
11,000,000	0	0	0	0	11,000,000
80,000,000	0	0	0	0	80,000,000

款	項	事業名	金額	
40 土木費	15 河川費	河川維持管理事業	円 63,000,000	
		河川新設改良事業	15,000,000	
	20 都市計画費	社会資本整備促進事業	160,600,000	
		まちづくり推進事業	364,000,000	
		公園整備事業	52,000,000	
		南明治第一土地 区画整理事業	417,000,000	
		南明治第三土地 区画整理事業	20,000,000	
		三河安城駅南土地 区画整理支援事業	456,000,000	
	50 教育費	25 社会教育費	丈山苑施設管理事業	30,500,000
		30 保健体育費	屋外体育施設管理事業	40,800,000
スポーツセンター 施設管理事業			15,000,000	

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
60,807,000	0	8,120,000	0	0	52,687,000
12,000,000	0	0	0	0	12,000,000
156,977,000	0	7,054,000	0	0	149,923,000
314,280,000	0	95,140,000	0	0	219,140,000
52,000,000	0	0	0	0	52,000,000
280,820,000	0	56,858,000	51,000,000	0	172,962,000
19,757,000	0	0	0	0	19,757,000
227,000,000	0	0	0	0	227,000,000
19,607,000	0	0	0	0	19,607,000
40,650,000	0	0	0	0	40,650,000
13,434,000	0	0	0	0	13,434,000

報告第6号

予算の繰越しについて

令和7年度安城市の水道事業会計予算については、別表繰越計算書のとおり繰越しました。

上記地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、報告する。

令和8年6月4日提出

安城市長 三星元人

別表

令和7年度安城市

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額
			円	円
4 資本的支出	10 建設改良費	地震防災施設緊急整備事業	161,000,000	0
		配水設備増補改良事業	78,000,000	0
		取水浄水設備増補改良事業	24,000,000	0

水道事業会計予算繰越計算書

翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越するたな卸資産の購入限度額	説 明
	企業債	工事負担金	国県支出金	損益勘定留保資金			
円	円	円	円	円	円	円	
161,000,000	0	0	5,929,000	155,071,000	0	0	地元関係各所との交通規制調整及び国の補正予算に基づく補助金の交付決定が年度末に行われたため。
78,000,000	0	3,683,800	0	74,316,200	0	0	給水申込みに基づく工事施工及び関連事業と同調しての工事施工並びに関係機関との協議などに期間を要したため。
24,000,000	0	0	0	24,000,000	0	0	工事施工に伴う資材の調達に期間を要したため。

報告第7号

予算の繰越しについて

令和7年度安城市の下水道事業会計予算については、別表繰越計算書のとおり繰越した。

上記地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、報告する。

令和8年6月4日提出

安城市長 三星元人

別表

令和7年度安城市

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額
			円	円
4 資本的支出	10 建設改良費	管渠整備事業	240,000,000	0

下水道事業会計予算繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越するたな卸資産の購入限度額	説 明
	企 業 債	工事負担金	国県支出金	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	円	円	
240,000,000	0	420,000	40,000,000	199,580,000	0	0	国の補正予算に基づく国庫補助金の交付決定後の契約となったことなどにより、年度内完了が困難となったため。